

## 「内部統制システム構築の基本方針」

### 1. 理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る当金庫の理念及び役職員の行動指針を「私たちの行動規範」として定め、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。更に法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 法令等遵守を確保する体制として、この金庫内の法令等遵守の問題を一元的に管理するコンプライアンス専担者を常駐するほか、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。また、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス専担者に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置する。
- (3) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性に応じた管理規程等を策定する。
- (2) リスク管理の体制は、この金庫全体のリスク管理統括部署、リスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。また、リスク管理委員会等を設置し、総合的にリスクを管理する体制を確立する。
- (3) リスク管理統括部署は、当金庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常務会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常務会及び理事会に速やかに報告する。
- (4) 内部監査部門は、統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「理事会規定（及び同付議基準）」及び「常務会規程（及び同付議基準）」を制定する。
- (2) この金庫内の指揮命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、職務分

掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

- (3) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常務会、各種委員会及び担当理事等の判断に委ねる。

#### 5. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- (2) 監事はその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

#### 6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- (2) 監事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

#### 7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
- ① 理事会で決議された事項
  - ② 常務会で決議された事項
  - ③ 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ④ 経営状況について重要な事項
  - ⑤ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ⑥ 重大な法令・定款違反
  - ⑦ 公益通報の状況及び内容
  - ⑧ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は前項③から⑧に関する重大な事実を発見した場合は監事に直接報告できるものとする。
- (3) 監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

#### 8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監事会規程及び監事監査基準に基づく、代表理事との会合、理事会その他重要な会議への出席、及び内部監査部門・会計監査人等との連携を通じ、監査を実効的に行う。
- (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

(附則)

平成 18 年 11 月 8 日 制定

平成 20 年 5 月 1 日 改正